

京都市まちの美化推進事業団定款

第9章 京都市まちの美化推進事業団基金

(設置の目的)

第38条 推進事業団事業の円滑な推進及び事業の実施に必要な資金を積み立てるため、京都市まちの美化推進事業団基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第39条 次の各号に掲げるものは、基金として積み立てるものとする。

- (1) 前条の目的のための寄付金
- (2) 予算をもって定める金額

(管理)

第40条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第41条 基金の運用から生ずる収益は、推進事業団事業の推進に必要な財源に充てるものとする。

(処分)

第42条 基金は、推進事業団事業の推進に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第43条 この基金の運用に関し必要な事項は、理事会において別に定める。